証票廃止届

　　年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市選挙管理委員会委員長

公職の候補者等の氏名

（後援団体の名称）

住所

電話　　　－　　　－

（代表者の氏名）

職業

（主たる事務所の所在地）

電話　　　－　　　－

　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第17項の規定による政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類を廃止するに伴い、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第２条第２項により交付を受けた証票を下記のとおり返却します。

記

　１　公職の種類

　２　証票交付申請枚数

　３　立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の所在地 | 立札及び看板の類の枚数 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考

　公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。